

平成 27 年 2 月 23 日

会員 各位

一般社団法人千葉県薬剤師会
会長 石野良和
(公印省略)

適正な薬学管理の徹底について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、保険薬局における薬剤服用歴の不適切な管理が報道されております。ご承知のとおり、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」第 8 条 2 では、調剤の一般の方針として服薬状況及び薬剤服用歴の確認を規定しています。いうまでもなく、薬剤服用歴は保険調剤における薬学管理の基本になることから、適正な管理の徹底をお願いします。薬学管理につきましては、特に以下の点にご留意ください。

- ・ 経時的な薬剤服用歴の記録
- ・ 薬剤服用歴に基づいた重複投薬、相互作用等の確認
- ・ 薬剤服用歴に基づいた情報提供と収集
- ・ 情報提供文書およびお薬手帳による効果的な情報提供 など

一方、本会では薬剤服用歴の必要性を患者さんに訴えるため、ポスターを作成しました。千葉県薬剤師会雑誌(ちば県薬誌)3月号に同封させていただきますので、薬局内に掲示して患者説明にご活用ください。また、このポスターを A4 版の PDF ファイルにして、本会ホームページよりダウンロードできるようにしました。リーフレットとしてご活用ください。

なお、今回の報道につきましては、日頃から適正な保険調剤に努めている薬剤師にとって、大変不快な思いをされたことと存じます。本会では失われた信頼を回復すべく、全力をあげて取り組むとともに、事実関係が判明した段階で、不適切な対応が認められた会員について厳正に対処します。